

## 廿日市市雇用対策協定

### (目的)

第1条 この協定は、「挑戦！豊かさと活力あるまち かつかいち」をめざす将来像として掲げる廿日市市と、全国ネットワークを生かして労働市場のセーフティネットを担う厚生労働省広島労働局（以下「労働局」という。）が相互に連携して、地域の強みを生かした雇用の拡大、人材の育成など産業施策と一体となった雇用対策を推進することを目的として締結する。

### (事業内容)

第2条 廿日市市及び労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の具体的内容及び実施方法等を内容とする事業計画を定め、これを推進するものとする。

- (1) 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進
- (2) 地域産業及び福祉分野等の人手不足産業に対する人材確保支援
- (3) 若年者等に対する就職支援、U I Jターン就職の促進
- (4) 女性の活躍推進、子育て中の方に対する就職支援
- (5) 高齢者、障がい者、外国人等への就職支援
- (6) 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援
- (7) 雇用変動、雇用調整等に対する支援
- (8) その他廿日市市及び労働局が必要と認めた事業

### (要請)

第3条 廿日市市長及び広島労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 廿日市市長及び広島労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### (運営協議会の設置)

第4条 廿日市市及び労働局は、本協定に基づく事業を計画し実施するため、廿日市市雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

2 運営協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催することと

し、事業計画及び実施状況を審議するものとする。

3 本協定に定めるもののほか、本協定に基づく事業の実施に必要となる事項については、別途定めるものとする。

### (秘密保持)

第5条 本協定に基づく雇用対策に関する取組において、廿日市市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りでない。

### (その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、廿日市市及び労働局が協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、廿日市市長及び広島労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月4日

廿日市市長

松本太郎

厚生労働省広島労働局長

尾花 菜穂